

# 地本業務ニュース

## JR 東海労・静岡地方本部

NO. 2 2021年7月10日発行者：JR東海労静岡地方本部 半場弘恭

### 申 15 号「組合員の苦情申告に関する申し入れ」 幹事間議論

## 職場での新型コロナウイルス感染の不安に 対し、勤務に関する会社の不十分な説明 や不当な年休懲憑！苦情申告も却下！

## これでは、安心して仕事ができない！

7月8日地本は、浜松駅の寺田組合員より出された苦情申告票（「新型コロナウイルスによる年休の取扱い」）について、会社が「起算日から10日過ぎてから申告されている」として、苦情申告を受け付けられないと組合側委員に主張してきた事に対し、寺田組合員の年休申し込みは、そもそも現場管理者からの不当な懲憑によって生じたものであり、取得させられた年休日、および年休申込簿への記入日をもって、申告は有効であるので撤回することとして、会社に提出した申第15号の幹事間議論を行いました。また寺田さんより苦情申告が受け付けられなかったことに対する苦情申告が提出され7月6日に事前審理が行われ、会社側委員は「却下」を主張、組合側委員は「申告を受けて開催すべきである」と主張し対立していました。以下、会社回答です。

### 会社回答

1. 寺田組合員の苦情申告について「受け付けられない」とした一方的な主張を撤回し、苦情処理会議を開催すること。

回答：6月1日に、浜松駅の寺田さんから提出された苦情申告「新型コロナウイルスによる年休の取扱い」については、労働協約第61条但し書きに定める要件を満たして居らず、苦情として受け付けることはできない。

以上